

「わかおしっ」二次創作活動に関するガイドライン（詳細版）

改正：令和8年6月29日

和歌山市（以下「本市」といいます。）は、本市の魅力発信プロモーションプロジェクト「わかおしっ」（以下「本プロジェクト」といいます。）のPRキャラクターについて、皆様に二次創作活動を楽しみ、本市に親しみを持っていただくためのルールとして、「『わかおしっ』二次創作活動に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）を定めます。

PRキャラクターの二次創作活動を行う場合は、本ガイドラインを遵守してください。

（用語の定義）

第1条 本ガイドラインにおいて、用語の定義は次の各号に定めるとおりです。

（1）PRキャラクター

本プロジェクトのキャラクター「和歌山市子」、「和歌山城子」、「加太鯛子」、「雑賀崎海老子」、「和歌浦和歌子」及び「山東竹ノ子」のこと。



（2）二次創作活動

個人又は法人格を持たない団体（同人サークル等）が、営利を目的とせず、PRキャラクターを元に作品を創作する活動のこと。

（3）二次創作物

上記第1項第2号に定義する二次創作活動により創作された二次的著作物を含む一切の著作物のこと。

(4) 利用者

上記第1項第3号に定義する二次創作物を創作する者又は利用すること。

- 2 本条第1項各号の定めのない用語の定義については、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に従うものとします。

(本市が有する権利)

第2条 PRキャラクターの著作権は本市が所有し、著作権法その他の法令によって保護されています。

- 2 PRキャラクターの二次創作物について、本市は著作権法第28条に定める原作者の権利（二次的著作物の利用に関する権利）を留保するものとします。

(二次創作活動の対象)

第3条 二次創作活動とは、本市の著作物を元とした次の各号に定める活動です。

- (1) 静止画・テキスト作品（イラスト、漫画、小説、ファンアート等。デジタル作品を含みます。）の創作、展示、公開及び公衆送信
 - (2) 動画の制作、展示、公開及び公衆送信
 - (3) コスプレ衣装及びコスプレ写真・動画の制作、展示、公開及び公衆送信
 - (4) 立体作品（フィギュア・ぬいぐるみ等）の制作、展示、公開及び公衆送信
- 2 本条第1項の各号に定めのない活動については、本市の許諾を条件に認める場合があります。

(二次創作活動及び二次創作物の利用範囲)

第4条 個人又は法人格のない団体が、本ガイドラインに則り、かつ営利を目的としない場合に限り、本市は、PRキャラクターに係る利用者による二次創作活動及び二次創作物について著作権侵害を主張しません。この場合において、本市への連絡・申請等は不要です。

- 2 営利を目的としない趣味の範囲での活動であれば、原材料費や制作費（印刷費、会場費等）を回収するための二次創作物の有償頒布を認めます。
- 3 営利を目的としない場合であっても、二次創作物の生産数量、販売価格等から社会通念上事業活動に該当すると本市が判断した場合は、本市は当該二次創作物の利用者に対し二次創作物の展示、公開、頒布及び公衆送信等の中止を求めることがあります。
- 4 営利を目的とした企業及び法人格を有する団体の事業及び広告、宣伝、販売促進等における二次創作物の使用を禁止します。
- 5 二次創作活動及び二次創作物の利用範囲について、個別具体的に判断が必要な場合は、本市シティプロモーション課にお問い合わせください。

(二次創作物の権利表記)

第5条 利用者が二次創作物の展示、公開、公衆送信又は頒布を行う場合、本市著作物の二次創作であることを必ず明記してください。

(本市の二次創作物の利用)

第6条 利用者が、創作性の認められる二次創作物の展示、公開又は公衆送信等を行った場合、本市は、当該二次創作物を地域や期間、媒体等の制限なく、また、利用者への確認なく、公衆送信等において無償で紹介ができるものとします。

(本ガイドラインの適用範囲)

第7条 本市以外の第三者が権利を有する著作物やコンテンツ、所有物等については、本ガイドラインの対象外です。

2 本市の著作物をそのまま使用する行為や、著作物そのものの加工、改変や転用等は、二次創作活動には当たらず、本ガイドラインの対象外です。これらの行為については、別に定める「『わかおしっ』PRキャラクター利用要領」に基づく場合を除き、一律に禁止します。

(禁止事項)

第8条 利用者は、第4条第1項に定める二次創作活動にあたり、次の各号に該当する行為を行うことを禁止します。

- (1) 営利を目的とした二次創作物の販売等の活動や、広告、宣伝等の目的で利用すること
- (2) PRキャラクターを自ら創作したものとして利用すること
- (3) PRキャラクターや本市のイメージを著しく損なうこと
- (4) 第三者の著作権、知的財産権、その他一切の権利を侵害すること
- (5) 第三者の名誉や品位等を傷つけること
- (6) 本市との提携又は本市からの協賛、公認を受けていると誤解を招くこと
- (7) 特定の思想若しくは信条を助長若しくは批判し、又は宗教的若しくは政治的メッセージを発信すること
- (8) 他者を誹謗中傷し、又は侮辱すること
- (9) 性的、猥せつ、若しくは扇情的と受け取られる恐れのある表現、又はこれらを連想させる表現を含むこと
- (10) 差別的な表現や反社会的な表現を含むこと
- (11) 暴力的又は残虐な表現を含むこと
- (12) 公序良俗に反すること
- (13) 本市の著作物そのものを、そのまま使用すること
- (14) 本市の著作物そのものを、加工、改変や転用等して使用すること
- (15) 法令又は本ガイドラインに違反すること
- (16) その他、本市が不適切であると判断すること

(免責事項)

第9条 PRキャラクターの二次創作物に関し、利用者による第三者の知的財産権その他一切の権利の侵害に関して、本市は一切の関与及び責任を負いません。

2 PRキャラクターの二次創作物の利用により損害が発生した場合であっても、本市は一切の責任を負いません。

(二次創作物の公開等中止要請)

第10条 本ガイドラインに違反していると判断した場合、及びその他の理由で本市が必要と判断した場合には、利用者に対し二次創作物の展示、公開、頒布及び公衆送信等の中止を求めることがあります。

2 理由のいかんを問わず、利用中止により発生したいかなる損害について、本市では一切の責任を負いません。

(本ガイドラインへの同意)

第11条 利用者は、本市の著作物を元とした二次創作物を公開、展示、頒布、又は公衆送信等の一切の利用を行った時点で、本ガイドラインのすべての内容に同意したものとみなします。

(その他)

第12条 本市は、本ガイドラインを、内容・時期に関わらず適宜変更し、本市ホームページ上に公開するものとします。本ガイドラインの変更によって生じたいかなる損害も補償しません。

附 則

このガイドラインは、令和8年6月9日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和8年6月29日から施行する。